

「民間交流職員の服務に関する指針」（概要版）

□ 基本的考え方

民間交流職員は、交流員として府政に携わっていることを踏まえ、府民全体に奉仕する立場としての意識を持たなければならない。

➤ 公正な職務執行

職務上知り得た情報について府民の一部にのみ有利な取扱いをする等、府民に対して不当な差別的取扱いをしてはならない。

➤ 私的利益追求の禁止

常に公私の別を明らかにし、交流員としての地位を、自らや派遣元企業の私的利益のために用いてはならない。

➤ 府民の疑惑や不信を招く行為の禁止

権限行使の対象となる者からの贈与等を受けること等、府民の疑惑や不信を招くような行為をしてはならない。

➤ 信用失墜行為の禁止

勤務時間外においても、自らの行動が公務の信用に影響を与えることを常に認識して行動しなければならない。

□ 具体的な行動基準

➤ 派遣元企業に対する処分・契約等に関する事務に従事してはならない。

➤ 自らの担当業務か否かにかかわらず、所属長の指揮監督下でない調整行為等を派遣元企業との間で行ってはならない。

➤ 派遣元企業と調整行為等を行った場合は、所属長にその内容を報告しなければならない。

➤ 利害関係者（派遣元企業を除く）との間での接触の規制
（供応接待／飲食／麻雀等・ゴルフ・旅行／贈与・役務・貸付を受けること 等）

➤ 利害関係者（派遣元企業を除く）からの依頼に応じて、謝礼を受けて講演を行う際には、所属長の承認を得なければならない。

➤ 交流期間中に知り得た秘密を、その期間中はもとより、期間終了後においても漏らしてはならない。